

令和2年5月29日

課外活動団体 各位

課外活動担当副総長
佐久間 淳一

新型コロナウイルス感染防止にともなう課外活動への対応について

新型コロナウイルス感染防止にともなう課外活動への対応について、本学の活動指針により、課外活動を全面活動停止としておりましたが、課外活動の活動レベルが引き下げとなったことに伴い、6月1日（月）以降は、下記のとおり課外活動の対応を変更します。

については、各クラブ・サークルの構成員に周知・徹底いただくよう、お願いいたします。

記

適用期間：6月1日（月）～ 当面の間

◆課外活動として各クラブ・サークルが行う活動のうち、屋外運動施設及び豊田講堂南北ピロティでの個人練習のみ可とし、それ以外の活動を当面の間、中止とします。

※屋外運動施設の利用開始については、別途案内する「運動施設を利用する課外活動の指針」により運用します。利用には、運動施設予約システムによる予約以外に別途申請が必要となりますので、ご注意ください。

※豊田講堂南北ピロティの利用は文化サークルの活動のみとし、詳細は別途案内します。利用には、申請が必要となりますので、ご注意ください。

※対外試合や定期講演会、合宿、遠征、新歓イベント等の行事だけでなく、屋内での練習や個人練習以外の屋外練習は引き続き禁止とします。

◆学内施設のうち、部室等の占有個室を含む屋内施設の使用を当面の間、禁止します。

◆**当面の間、学内外での対面による新入生への勧誘活動を禁止します。(ビラ配りを含む)**

※SNSを利用した勧誘は可としますが、執拗な勧誘にならないよう注意してください。

◆**今後の状況により対応が変更となった場合は、その都度、通知します。**

以上